

# 平成 31 年度 予算編成方針

## I 国・県の動向

国の平成 31 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針（平成 30 年 7 月 10 日閣議了解）においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）で示された『新経済・財政再生計画』の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から平成 30 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身を大胆に重点化することが示されたところである。

具体的には、2024 年には歴史上初めて 50 歳以上の人口が 5 割を超え、若年人口や生産年齢人口が急速に減少していくことから年齢による画一的な考え方やそれに基づく制度を見直す必要があるとした。とりわけ 2020 年代には団塊世代が 75 歳に入り始めることによる社会保障関係費の増加や高度経済成長期以降に整備されたインフラについて、何ら対策を講じなければ維持更新の負担が拡大することを危惧し、平成 31 年度から 33 年度を、社会保障改革を軸とする『基盤強化期間』と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うこととしている。

地方行財政に関しては、地方交付税に関し、①まち・ひと・しごと創生事業費について、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進める。②窓口業務の委託について取組を強化し、トップランナー方式の平成 31 年度導入を視野に入れ、業務改革の取組等の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎に適切に反映する。としていることから、取組次第では本市の地方交付税に厳しい影響が出ることが懸念される。

さらに鹿児島県は、「平成 31 年度当初予算編成における財政収支見通し（推計）」において一般財源ベースで 61 億円の収支差を見込み、昨年度と同様、依然として大変厳しい状況にある。

## II 本市の財政見通し

◆◆ 約 7.58 億円の収支不足（H31～H33） ◆◆

本市では、平成 28 年度～平成 30 年度までを普通交付税の段階的縮減に対応する財政再生集中期間と定め、歳出縮減についての取組を強化してきた。昨年度の当初予算編成時において、二回目となる一般財源の枠配分を提示したところ、課等の長の指示の下、枠内での予算編成に取り組んでいただいた。歳入・歳出収支差のない予算要求は過去に例がなく、全職員に感謝したい。

さて、昨今の異常気象のため平成 31 年度から学校施設にクーラーの設置を行う予定となった。伊佐市の所有する各施設からもクーラー設置を求められている。伊佐市の平成 27 年度公共施設の人口一人当たりの床面積は 6.06 m<sup>2</sup>。全国平均は 3.42 m<sup>2</sup>であり、1.8 倍もの施設を抱えている。合併後 10 年で、人口は約 31,000 人から約 5,000 人、16%減少した。抱える施設は減るところか増え、歳出は 16%削減どころか、施設の更新や維持管理費等で増加の一途である。年間 500 人ずつ減少する人口で、このままの施設を維持できないことは、容易に想像できる。

本年 4 月に財政課内に設置された行政改革推進係が示す今後の財政収支見通しでは、平成 31 年度からの 3 年間で 7.58 億円の収支不足とされた。普通交付税は平成 33 年度からいよいよ一本算定となり、合併特例が終了する。平成 31 年度は人口減少の未来を見据え、今後の伊佐市をどう運営するかという大きな視点で、全職員での真摯な議論の下、予算要求を行われたい。

【資料1】今後の財政収支見通し（平成31年度予算編成用）

【普通会計ベース】

決算 ← 決算見込 → 推計  
(9月補正まで)

(単位：百万円)

歳入	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
地方税	3,308	3,092	3,314	3,158	3,274	3,221	3,093
地方譲与税	177	154	153	154	154	201	201
各種交付金	563	492	515	492	518	567	578
地方特例交付金等	8	8	10	11	11	11	11
地方交付税	6,345	5,984	5,870	5,400	5,350	5,206	5,074
使用料・手数料	225	217	214	214	217	217	217
国庫支出金	2,406	2,467	2,861	2,124	2,202	2,140	2,119
県支出金	1,569	1,730	1,791	1,529	1,412	1,416	1,420
繰入金	82	815	256	631			
繰越金	555	529	590	509	442	400	400
地方債	2,403	1,893	2,950	1,460	1,500	1,529	1,500
その他	568	687	543	578	706	710	787
合計	18,209	18,068	19,067	16,260	15,786	15,618	15,400

歳出	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
人件費	2,482	2,453	2,194	2,136	2,134	2,134	2,134
扶助費	3,761	3,931	3,842	3,758	3,669	3,623	3,600
公債費	1,518	1,588	1,619	1,688	1,700	1,840	1,880
普通建設事業費	3,333	2,774	4,852	2,243	2,500	2,350	1,900
物件費	1,722	1,699	1,727	1,719	1,710	1,726	1,726
補助費等	2,041	1,979	1,689	1,767	1,750	1,750	1,750
繰出金	2,082	1,794	1,846	1,794	1,756	1,800	1,744
その他	741	1,260	789	705	738	695	703
臨時・政策的事業枠					250		
合計	17,680	17,478	18,558	15,810	16,207	15,918	15,437

歳入－歳出	529	590	509	450	▲ 421	▲ 300	▲ 37
上記の内繰越財源	116	280	42	50	0	0	0
実質収支額	413	310	467	400	▲ 421	▲ 300	▲ 37

H31～H33の収支不足額 ▲ 758

財政調整基金残高	6,209	6,377	5,868	5,282	4,861	4,561	4,524
----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

### Ⅲ 予算編成方針

#### 1 編成方針

平成 31 年度は、5 月の改元をはじめ、10 月の消費税引上げなど社会システムに大きく影響する改定に適正に対処しなければならず、予算編成に当たってもより慎重な対応が求められる。

一方、全国各地で毎年のように様々な要因による大規模災害が発生しており、もはや想定外とは言えない状況が続いている。本市においても硫黄山噴火をはじめ、猛暑や豪雨、地震、台風などの異常気象に対して可能な限りの予防対策を講じることが喫緊の命題となっている。

また、高齢化率が 4 割を超えた人口構成の下では、日常生活機能のサービス維持・確保や、地域産業の継承・成長・創生、地域の支えあいや社会保障の機能維持など、多くの場面で加速的に状況が深刻化することが予測されるため、これまで以上に各分野が主体的に連携しながら複合的に地域再生を実現していかなければならない。

財政面においては、今後、公共施設の再編に伴う維持・更新や、防災・安全対策など多額の費用を要する事業が予定されており、適正な収入確保や業務効率化を図りながら、事業効果と費用負担の最適化に努め、安定的な財政運営を確保していく必要がある。

そこで来年度は、「**次の 10 年を見据えた地域再生**」を念頭に描きながら、各施策のあり方を再検証し、段階的に見直し・改善を図ることとする。

そのため平成 31 年度の予算編成については、次の「**3 つの基本姿勢**」に注視しながら、「**6 つの重点施策**」を実現すべく各課が英知を結集し、横断的に取り組むこととする。

#### 2 基本姿勢

予算要求に当たっては、既存・新規を問わず、以下の点に注視して事業を構築すること。

##### **(1) 「持続可能なサービス」の提供**

行政サービスとして過剰となっていないか、産学官等での連携はできないか、民営化することはできないか、地域内外との協働により効果的かつ効率的な事業とすることはできないかなど、将来に向けて持続可能なサービス提供の方法を再考すること。

##### **(2) 「安全性・緊急性」、「将来性・成長性」への投資**

投資的な経費については、安全性や緊急性、または将来性や成長性の高いものであるか、さらに後にリスクを負う可能性がないかなどを十分に検討し、より効率的で効果的な実施手法により、事業計画を精査した上で本年度分の要求を行うこと。

##### **(3) 「集約・変革型」での事業見直し**

既存の見直しをせずに事業や制度を拡張していくのではなく、目的を絞り込み、類似するものは集約しながら効果を高める工夫をすること。また、3 年以上経過しても改善効果が見られないものは、上乘せや拡張によらず抜本的な見直しを行うこと。

### 3 重点施策

#### **(1) 持続性のある安全・安心なまちづくり**

総合振興計画の全庁横断課題である「安全・安心」については、対象ニーズを正確に分析し、必要な支援の範囲を見定め、より実効性の高い事業を計画・実施することとし、かつ長期的に持続可能なシステムとなるよう見直し・改善を図るものとする。

- ・ 住民が主体となる地域づくり（交流・協働の促進、空き家の有効活用、コミュニティビジネス支援）
- ・ 地域で元気に暮らす高齢者（認知症対策、医療・介護の人材確保対策、温泉施設の見直し・改善）
- ・ 個々に応じた市民健康づくり（医療費分析と予防対策〔糖尿病重症化予防〕、セルフケアの習慣化）
- ・ 機動的で実効性のある災害対応（情報伝達手段の再編、危機管理・避難所機能の見直し）
- ・ 子育て支援体制の充実（関係機関や地域との連携〔ペアトレ・ファミサポ等〕、産科・小児科との連携）
- ・ 公共施設の安全対策（応急対策と活用見直し、未利用財産の整理）

#### **(2) やる気と成長性を支援する産業政策**

地方を取り巻く状況の大幅な変化に対応するため、既存の施策を見直し・再評価したうえで、成長性を重視した産業政策への転換を図りながら、若手経営者の育成による事業拡大や業種転換による創業、スモールビジネスの起業を支援し、中長期的な地域産業づくりに取り組む。

- ・ 硫黄山噴火による被害対策（流入防止対策、転作支援、風評被害対策）
- ・ 経営基盤の強化とニュービジネス（起業・創業支援、地域6次産業化、担い手支援、鹿大との連携）
- ・ 交流人口増加のための民活支援（DMO、ツーリズム・アウトドア体験の開発、土産物・食の開発）
- ・ 地域経済循環のための取組み（地元企業の有効活用、屋台村等による地元消費喚起）

#### **(3) 地域に密着した移住・定住の推進**

総合振興計画の全庁横断課題であり、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「移住・定住」について、交流人口の増加や伊佐の魅力発信を図りながら、地域に必要な人材の誘致として、「地域」と「移住者」の双方が望む移住・定住のあり方を地域と一体となって構築していく。

- ・ ターゲットを絞った移住促進（Uターン者・起業家・若手工芸家の募集、民間事業所との連携）
- ・ 住宅流動化と住まいのマッチング提供（空き家バンクの充実、空き家活用による集落活性化）
- ・ 移住お試し体験の充実（地域おこし協力隊の登用、移住体験住宅の利活用、伊佐の魅力発信）

#### **(4) 魅力ある地域教育・地元進学の実境づくり**

学校教育では、地域や地元高校との連携を深めながら、伊佐のふるさと教育を推進し、学力向上の強化に努めるとともに、環境整備では天災への緊急的な安全対策を講じる。また、地域と一体となり地元高校への進学・生徒招致に努めながら、多方面で地域内の教育環境の魅力化を図る。

- ・ 安全な学習環境への緊急措置（小中学校空調設備導入、危険ブロック等の除去）
- ・ 中高連携と高校魅力化（文化・スポーツ・学習・イベント等を通じた中高連携、魅力化テーマの絞込み）
- ・ 小中学校の学力・体力向上と地域教育の充実（家庭・地域との更なる連携、コミュニティスクール）

## **(5) 文化・スポーツによる地域活性化**

市民が個々のステージに合わせて主体的に文化やスポーツに親しむ“心と体の健康づくり”を促進する。

特にリバースポーツでは、カヌー競技開催地として高校総体の成功を確実なものとし、関係者が一丸となって今後の合宿誘致に向けて情報発信を行う。

- ・ スポーツを通じた地域活性化（合宿等の誘致、体験メニュー化、受入体制づくり、食事の魅力化）
- ・ リバースポーツの振興（高校総体の円滑な実施、国体に向けた準備、市内関係者の連携強化）
- ・ 健幸づくりスポーツの促進（老若男女がスポーツに親しむ機会づくり、インストラクターの確保・養成）
- ・ 自主的な文化活動の促進（鑑賞から体験へ魅力ある機会の提供、文化を通じた地域活性化）

## **(6) 業務効率化と計画的な財産管理**

時流に合わない事務手続きの改善や、住民負担の公平・適正化、財産の適切な管理運用などの見直しを進め、行政業務の改革に取り組むこととする。

特に公共施設マネジメントの構築については、各課横断的な取組みとして具現化を図りながら、公共施設の再編にも着手していく。

- ・ 業務見直しや民間活力の検討（業務効率化、P P P、アウトソーシング）
- ・ 住民負担の適正化（使用料見直し、徴税強化）
- ・ 公共施設マネジメントの構築（個別の現況調査、個別施設計画策定、マネジメントの制度設計）
- ・ 公共施設の再編と適切な財産管理（新庁舎建設検討、未利用財産の処分、森林環境の保全）

平成 30 年度の当初予算は、平成 29 年度までの成果及び平成 30 年度実施状況を検証することはもとより、「伊佐市総合振興計画」や平成 31 年度に計画期間の最終年度を迎える「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「伊佐市行政改革大綱（後期）」とその具体的な実施項目を示した「伊佐市集中改革プラン【後期】」の計画内容等を再度確認したうえで、目標達成に向けた予算作成をお願いする。

平成 31 年度当初予算は、下記に示す通り一般財源ベースで 110 億円（平成 30 年度比+5 億円）と見込むこととする。各事業に関しては、その取り組み方や予算の積算方法を再精査し、より効率的で効果的なものとなるよう十分検討したうえで予算要求することを併せてお願いする。

### 1 平成 31 年度当初予算の見込額

平成 31 年度の当初予算について、繰越金 4 億円を含む総額 162 億円、うち地方税や地方交付税等の一般財源を 110 億円と見込み編成する。（資料 2）

### 2 伊佐市総合振興計画実施計画との整合性

- ① 実施計画を踏まえた要求とする。よってその計画が空白の事業にあたっては、予算要求の対象外とする。

※ライブラリ→02 計画書→10 実施計画→実施計画（平成 30 年度から平成 32 年度）

- ② 「実施」と認められた事業にあっても、その後の状況変化などを加味し、事業費を更に精査した上で、実態に即した要求額とすること。
- ③ 企画政策課と協議済の新規・拡充事業については、予算要求の対象とする。特に、**3年～5年経過した単独事業については、財政重点査定対象**とするので、積極的に廃止・見直しを行うこと。
- ④ 説明会開催前に通知したとおり、通常管理を除く修繕・工事・委託等は、建設課と事前協議済のものについて、予算要求の対象とする。

### 3 伊佐市集中改革プラン（後期）の着実な実施

- ① 伊佐市集中改革プラン（後期）が計画期間の最終年度であること踏まえ、その実施項目については、計画の達成に向けて積極的に取り組むこと。
- ② 歳入については、国県の補助事業等に関する徹底した情報収集に努めるとともに、その積極的な活用を図るなど、歳入確保に努めること。
- ③ 補助金については、「伊佐市補助金見直し指針」に基づき、各課が査定担当課として、必要性・費用対効果・経費負担のあり方について積極的に検証した上での要求とすること。
- ④ 数値目標が定められているものについては、積極的かつ計画的に取り組むこと。

#### **4 公共施設再編への取組**

「公共施設等総合管理計画」に基づき、個別計画の策定費用及び個別計画に則った施設に要する経費を計上するものとする。なお、施設の個別計画については平成 32 年度までに策定する必要があり、また、その作成にあたっては、施設の統廃合も視野に入れたうえで、財政課財産管理活用係、行政改革推進係等と連携し、その作業を進めていく必要がある。

よって、今回、個別計画が未策定の施設の修繕費等の要求については、以上のことを踏まえ、危険性早急性等を十分考慮した上で要求するものとする。

【資料2】平成31年度 一般財源歳入見込額

(単位：百万円)

	29年度 (決算)	30年度 (見込)	30年度 (9月補正)	31年度 (見込)	30年度 対比%
市税	3,314	2,971	3,158	3,274	10.20
市民税（個人）	807	716	771	810	
市民税（法人）	359	286	305	300	
固定資産税	1,625	1,454	1,603	1,653	
鉱産税	250	240	211	240	
市たばこ税ほか	273	275	268	271	
地方譲与税	153	154	154	154	0.00
自動車重量譲与税	109	109	109	109	
地方道路・地方揮発油譲与税	44	45	45	45	
交付金	522	496	500	529	6.65
利子割交付金	4	2	2	2	
地方消費税交付金	472	461	461	490	
地方特例交付金	10	8	11	11	
自動車取得税交付金ほか	36	25	26	26	
地方交付税	5,871	5,740	5,400	5,350	△ 6.79
普通交付税	5,076	4,950	4,750	4,650	
特別交付税	795	790	650	700	
地方債	557	620	525	500	△ 19.35
臨時財政対策債	446	500	415	390	
過疎ソフト	111	120	110	110	
財産収入	65	30	35	35	16.67
前年度繰越金	210	200	227	200	0.00
諸収入及びその他	75	60	92	88	46.67
一般財源歳入小計	10,767	10,271	10,091	10,130	△ 1.37
各課配分可能一般財源		3,927		3,944	0.43

※財政調整基金対応

臨時・政策的事業		250		250	
学校空調・危険ブロック塀撤去				600	
一般財源歳入計	10,767	10,271		10,980	6.90



### 【資料3】平成31年度 各課一般財源基準額

(単位：千円)

課名	H30当初 一般財源額 (確定後)	H31当初 一般財源基準額
総務課 (人件費)	1,893,186	1,849,492
総務課 (消防組合負担金)	540,509	536,000
財政課 (特定公有財産積立)	149,485	149,426
財政課 (公債費)	1,643,739	1,657,811
市民課 (国保・後期・老保)	952,780	878,117
市民課 (簡水)	17,961	0
環境政策課 (未来館・火葬場負担金)	314,546	320,033
環境政策課 (水道事業)	68,564	38,564
長寿介護課 (介護繰出金)	502,591	505,312
建設課 (農集繰出金)	104,129	104,195
議会事務局 (議員人件費)	94,616	94,888
財政課 (減債基金積立金)	49,626	49,626
会計課 (マイクロバス借上)	3,460	3,500
義務的経費 小計 (A)	6,335,192	6,186,964
総務課	295,313	296,581
企画政策課	159,719	186,133
財政課	72,658	70,390
市民課	92,313	90,908
地域総務課	17,133	19,404
税務課	39,862	40,862
環境政策課	314,035	310,115
福祉課	434,937	434,578
こども課	676,284	677,641
長寿介護課	330,663	313,795
農政課	322,721	320,331
林務課	59,453	58,873
伊佐PR課	64,109	59,690
建設課	346,866	340,760
会計課	42,241	43,032
議会事務局	11,731	11,711
教育委員会総務課	314,398	304,344
教育委員会学校教育課	163,830	166,233
教育委員会社会教育課	33,461	59,557
教育委員会スポーツ推進課	41,777	34,617
教育委員会市立図書館	22,406	21,704
教育委員会学校給食センター	65,081	66,443
監査委員事務局	2,839	2,839
農業委員会事務局	13,683	13,686
恒常的事業経費 小計 (B)	3,940,841	3,944,227
經常的経費 小計(A)+(B) (C)	10,276,033	10,131,191
査定後一財総額 (D)		<b>10,130,000</b>

査定

各一部事務組合は  
真摯な予算要求を。

各特別会計は  
繰出金について  
精査すること。

査定

各課、基準額内で  
要求すること。

▲1,191千円

## 第1 歳入、歳出に関する事項

一般会計の歳入、歳出の各項目の見積り等については、次の点に留意すること。

### 1 歳入に関する事項

#### (1) 市税

自主財源の根幹をなす市税については、経済情勢の推移を十分勘案し、過大過少とならないよう可能な限り確実な年間収入見込額を計上すること。

未収金に対しては、関係課において十分な連携を行い、現年課税分への早期対応や、滞納繰越分の厳正な滞納整理手法による徴収努力を尽くした見積額とすること。

#### (2) 分担金・負担金

事業の性質、受益者の度合い等を検討し、負担割合の適正化を図るとともに、的確な見積りを行うこと。また、保育料については、集中改革プランにおける収納率の目標数値を基に計上すること。

#### (3) 使用料及び手数料

受益者負担の適正化、公平化の観点から根拠となる法令、条例等を十分認識し、実績を精査して的確に見積るとともに確実な収入を図ること。

使用料については、集中改革プランにおける収納率の目標数値を基に計上すること。

なお、現在、使用料の見直し作業をおこなっているが、今回の使用料算出については、従前の単価をもとに行うこと。

#### (4) 国・県支出金

国及び県の予算編成や補助制度の動向を注視し、最新の情報にて見積もりを行うこととし、国及び県の制度改正に伴う補助・負担金の廃止、削減がある場合は、対象事業そのもの見直しを行うとともに、他の財源の確保に努めるなど、安易に一般財源への転嫁は行わないこと。

また、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行うことなく、必要かつ効用の高い事業に限り導入を図ることとし、高率の補助事業等であっても後年度に多額の一般財源の持ち出しが予測されるものについては、その導入は行わないこと。

#### (5) 財産収入

市有財産の現状を的確に把握し、今後利用計画のない財産については、財政課と協議のうえ、適正な価格による処分を推進するとともに、市有財産の貸付についても貸付料の適正化に努め、収入の確保を図ること。

#### (6) 市債

財源に市債を予定する場合は、ライブラリに記載している「起債要望調書」を、11月8日（木）正午までに提出すること。ただし、起債のうち過疎債ソフト分については査定時に配分するので、要求時は歳入額を入力しないこと。

#### (7) その他の収入

その他の収入についても積極的な収入確保を図ることとし、収入見込額を単純に前年度同額程度とすることなく、過去の実績及び経済情勢の推移等を勘案のうえ積算根拠を明確にし、的確な収入を計上すること。

#### (8) 特定財源（財源の用途が特定されており、自由に他の経費に充当できない財源）の充当

特定財源の性質を把握し正しく充当すること（例年未充当が多い）。

## 2 歳出に関する事項

積算や見積りの誤り、予算要求漏れ等による予算流用が多く見受けられるが、制度改正や災害対策その他緊急やむを得ないもの以外は、予算不足による予算補正や流用は行わないので、必要経費を確実に把握し精度の高い予算要求を行うこと。また、事業費や事務量の抑制を図り、前年度と同様の事業であっても、事業内容を徹底的に精査した上で要求すること。なお、10月からは消費税率を10%と見込んで要求すること。平成32年度4月から「会計年度任用職員制度」が開始されるので、臨時職員、嘱託職員については今回の当初予算編成中に十分精査すること。

### (1) 人件費

人件費のうち職員給与費については、平成31年4月1日現在の現員職員給を基礎とし、諸手当については、条例に基づく定額を計上すること。また、時間外勤務手当の縮減を図るため、適正な事務配分及び計画的かつ効率的な執行形態を構築すること。報酬等についても、条例・規則に基づいた額を要求すること。(嘱託職員の要求については、総務課との協議済みのものに限る。)  
※ただし、予算を保証するものではない)

### (2) 物件費

既存の事務事業の徹底した見直し、事務の合理化、執行方法の改善等の創意と工夫により一層の効率化に努めた上で、特に次のことに留意して要求すること。

#### ① 賃金

臨時職員の雇用については、課内や局内の応援態勢を整えるなど事務改善を積極的に進めた上で、真にやむを得ないものに限り次の表を基準とし要求すること。その場合、雇用形態等を十分検討のうえ、原則月13日制とし要求すること。また、事務補助員については、繁忙期等において流動的な配置ができるよう予算を配分する。

区分	賃金の額	
	日額	
一般事務		5,921
パート	1h	764

※現給保障している賃金は、昨年と同額で要求すること

#### ② 報償費

要綱などにより任意で設置している審議会等は、必要性、事業効果を含め見直しを行うこと。なお、各種会議の出席謝金等は概ね次の単価表によることとし、計上にあたっては金額を精査するとともに積算根拠を記入すること。

区分	基準額	
	1時間あたり	最高額
各種会議等	1,800円	3,400円
指導員	1,300円	2,700円
各種大会役員審判	1,000円	2,700円

#### ③ 旅費

県内出張は日帰りを原則とし、形式的な会議等へのお出張旅費については認めないので、必要性、人員、回数、行政効果等を十分検討のうえ、真に必要な経費のみを要求すること。また、行政委員会等の行政視察については、原則として隔年とし、国内旅行での随同行は認めない。なお、グル

ープ研修に関する旅費等については、総務課での補助制度があるので必ず事前協議すること。

#### ④ 消耗品費

使用の節約を徹底することを前提に、必要最小限の額を要求すること。また、手持ちの物品がある場合はその消化に努めること。

#### ⑤ 燃料費

次の単価表により、必要最小限の額を要求すること。

区分	単価	
レギュラーガソリン	1ℓ	166円
軽油	1ℓ	141円
混合油	1ℓ	215円
灯油	1ℓ	110円

区分	単価	
灯油（給セ）	1ℓ	105円
灯油（火葬場）	1ℓ	108円
A重油	1ℓ	107円

#### ⑥ 食糧費

食糧費については、その性質上、より厳格な取扱いが求められることから、市民理解が得られる範囲で行政事務執行上特に必要なものについてのみ要求すること。また、会議開催等の時間設定を配慮し、昼食、茶菓子等については排除すること。

#### ⑦ 印刷製本費

慣例で発行することのないよう、目的、効果等の必要性を再度検討し、単価や材質、必要部数等を総合的に判断して削減に努めること。また、外注を控え、自前での作成努力をし、やむを得ない場合は的確かつ必要最小限の額を要求すること。

#### ⑧ 役務費

文書の葉書化、FAX、メールの活用等により、通信費の節減に努めるとともに、手数料・保険料等についても適正に積算すること。

#### ⑨ 委託料

既存事業であっても、単価の妥当性や必要以上の業務見積が含まれていないかなど対価の積算内容について再度見直すこととし、費用対効果を考えながらその必要性について再検討すること。

#### ⑩ 備品購入費

(ア) 耐用年数に関わらず、適切に修繕しながら既存備品の長寿命化や有効利用を図ることとし、新規購入の場合はリース方式との経費比較を行うなど最適な手法を検討すること。

(イ) OA機器の購入については、財源が補助対象であっても今後の整備計画も含め情報政策担当と十分協議すること。

(ウ) 備品購入は、他の節に含まず備品購入費で計上すること。また、物品会計規則の備品の取得金額が変更されているので確認すること。

#### ⑪ 使用料及び賃借料

必要性及び内容の見直しを行い、経費の節減に努め、的確に見込み額を把握すること。

また、平成30年度からバスを使用する事業については会計課を窓口として業者からの借上げにより業務を行っているため、バスを使用する事業等がある課等については、P24の会計課通知「平成31年度公用バス借上げ希望調書について」のとおり、漏れのないよう確実に報告すること。

### (3) 投資的経費（公共事業等）

- ① 財政計画や実施計画等への掲載を前提に年次計画的な予算計上を行うこと。
- ② 大規模な施設修繕や改築については、施設の統廃合も視野にいれ再度検討とするが、個別計画が未策定の施設にあっては、その必要性が十分に説明できるものであること。
- ③ 後年度負担（ランニングコスト）について十分検討し、国県補助や起債等の財源確保についても確認したうえで、事業を計画すること。
- ④ 主管課において、事業の内容が技術的又は専門的なため他課への委託を必要とする事業については、双方で事前協議した上で計上し、内示後も双方で情報を共有すること。※事前協議のないものは査定対象としない。

### (4) 維持補修費

対象案件を全て要求することなく内部で十分検討し、優先順位を付けた上で要求すること。  
また、事業の内容が技術的又は専門的なため他課への委託を必要とする事業については、双方で事前協議した上で計上し、内示後も双方で情報を共有すること。

### (5) 補助費等

- ① 外郭団体への補助金等は、「伊佐市補助金見直し指針（グループウェアライブラリ【01方針・指針→30：各課が策定した方針】に掲載）」に基づき、必要性・費用対効果・経費負担のあり方を十分検証し、補助率や補助額の適正化を図ること。また、団体ごとに予算、決算及び活動状況等を分析し、内部で厳正に審査すること。
- ② 目的や対象等が類似するものについては統合を進め、既に目的を達成したと認められる場合は縮小・廃止をすること。
- ③ 新規及び増額計上は原則認めない。

### (6) 扶助費

- ① 法令等に基づくものについては、過去の実績等を勘案するとともに関係機関との連携を密にし、対象人員、単価等を的確に把握し、多額の不用額が生じないように年間所要額を適正に要求すること。
- ② 市単独事業については、必要性等を再確認し、扶助の範囲・程度について再検討すること。

### (7) 繰出金

前年度までの執行状況を勘案のうえ、必要最小限の要求額とすること。

### (8) 出資金・貸付金等

目的、効果等を十分検討のうえ、真に必要なものについて要求すること。

### (9) その他

外郭団体や一部事務組合についても、本市の予算編成方針を徹底するとともに、負担金等については団体等から提出された要求内容を各担当部署で必ず精査して要求すること。

## 第2 特別会計・公営企業会計

特別会計については、一般会計に準じて要求すること。特に保険事業（国保・介護等）等については、これまでの実績や今後の施策等の効果を踏まえて分析を行い、給付費等を適正に見積ると同時に、経費削減についても徹底して見直すこと。

公営企業会計については、独立採算の原則を堅持し、安易に一般会計からの繰出金などに財源を求めることがないように、経営の合理化、効率化を推進し、経営基盤の安定に努めるとともに、住民サービスの低下をきたすことのなきよう十分留意すること。

簡易水道事業特別会計は平成 31 年 10 月 1 日に上水道と統合される。それに伴い特別会計が廃止となるため、予算編成には十分注意すること。

### VI 今年度からの変更点について

#### (1) 平成 31 年度当初予算要求一覧について

平成 31 年度当初予算要求一覧【担当課名】 のエクセルシートは、本日各課の庶務担当者にメールにて送付いたしますので、必要箇所についてご記入ください。

『要求額』：その事業全体の要求額を記載してください。

『うち臨時』：『要求額』のうち、臨時的に支出する金額を記載してください。

<例>

- 3 年に一回ある法定点検を計上する場合
- 単年度のみ支出をする場合
- 短期間（概ね 3 年以内）の支出をする場合

『臨時の内容』：『うち臨時』に金額を計上した場合に、記載してください。

『特記すべき事項』：現状で見込むその事業の課題について、記載してください。

#### (2) 財政ヒアリングについて

今年度から財政ヒアリングは、財政課長・財政係長・査定担当・行革係長・行革担当で行います。

会議室も財政係横の会議室を使用します。

そのため、各課出席者は課長・係長に限定させていただきます。

課長説明時には、(1) の当初予算要求一覧をご活用ください。

#### (3) 会計年度任用職員制度について

平成 32 年度 4 月から「会計年度任用職員制度」が開始されるので、臨時職員、嘱託職員については今回の当初予算編成中に十分精査すること。